



兵庫労働局発表
平成27年11月26日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 福田 恵匡

安全専門官 岡崎 計実

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

「陸上貨物運送業の労働災害防止緊急要請」の実施について

——— 死亡災害多発（去年の3倍）を受け業界団体などに緊急要請 ———

陸上貨物運送業の死亡災害が10月末で9件発生し、既に昨年1年間（3件）の3倍もの発生となっています。また、休業4日以上災害も414件となり昨年同期より53件増加していることから、11月25日までに兵庫労働局長から業界団体等に対して、労働災害防止対策の徹底について緊急の要請を行いました。

記

○事故の型別発生件数（死亡）

交通事故3件、墜落・転落3件、はさまれ・巻込まれ1件、有害物との接触（酸欠）1件、その他1件

○（1）業界団体などに対する労働災害防止に向けた緊急要請

経営トップによる緊急安全点検を実施し、不安全行動の排除、危険要因の徹底排除など労働災害防止対策の徹底。

（2）荷主等関係団体に対する協力要請

荷役作業場所の点検と改善のための「荷役作業場所のチェックリスト」の活用。

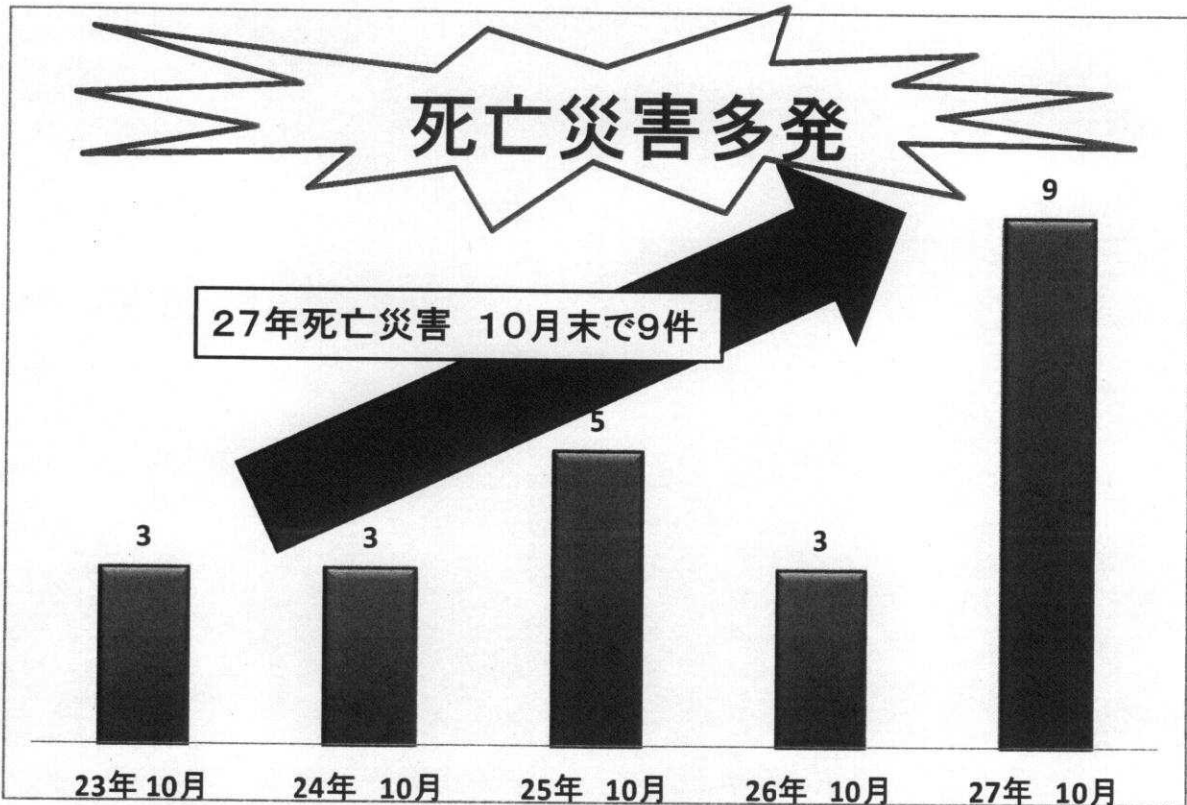
○要請団体

陸上貨物運送事業労働災害防止協会、兵庫県トラック協会、その他関係団体（社会保険労務士会等）3、荷主等関係団体44

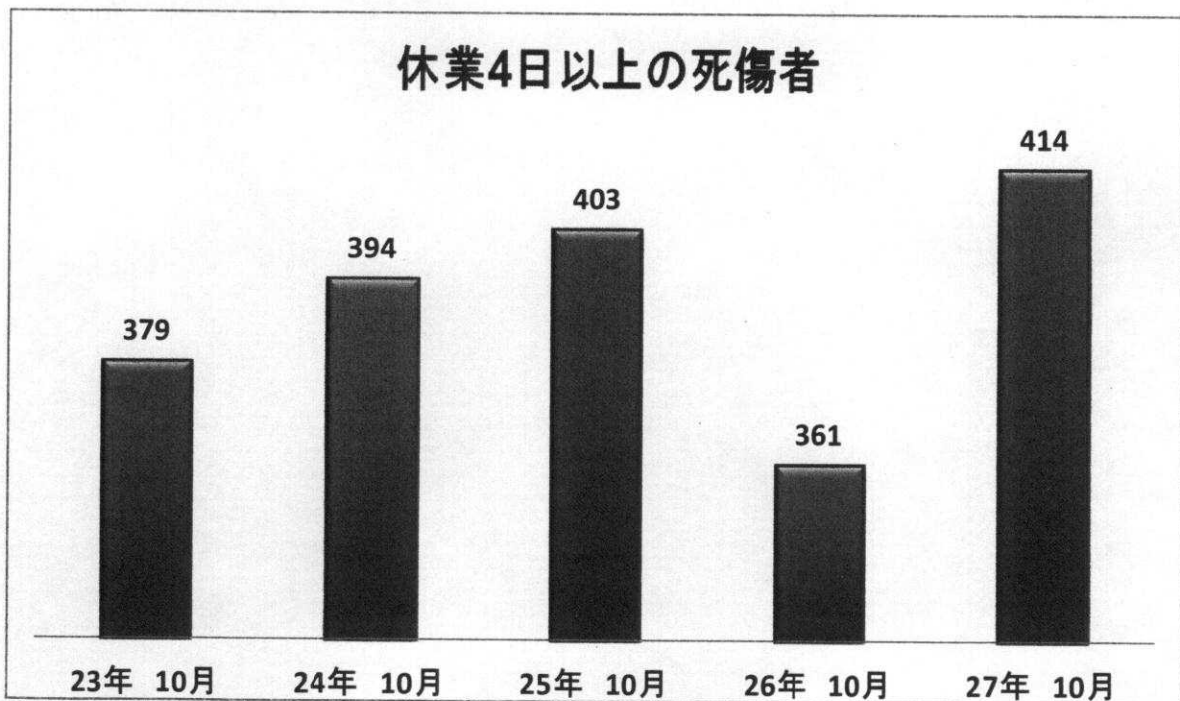
（添付資料）

- ・平成27年（10月末）一般貨物自動車運送業の死亡災害発生状況一覧表（兵庫県内速報値）
- ・緊急要請文
- ・荷役作業場所のチェックリスト

陸上貨物運送事業で労働災害急増



- 27年 死亡災害
- ・荷役作業中 4件
 - ・交通事故 3件
 - ・酸素欠乏 1件
 - ・その他 1件



平 成 27 年 死 亡 災 害 一 覧 表

件数	氏名	番 号	災害発生		業 種 小分類	年 齢	経 験 年 数	職 種	事故の型 分類項目	起 因 物		発生状況概要
			月	時 間						起 因 物 小分類		
1	加古川	1	2月	9時台	一般貨物自動車運送業	51	10	貨物自動車運転者	交通事故(道路)	トラック	トラック	高速道路でミキサー車を運転中、車線変更中に貨物自動車と衝突して中央分離帯に衝突した後、後続車に追突された。
2	加古川	2	3月	17時台	一般貨物自動車運送業	46	0	貨物自動車運転者	有害物等との接触	異常環境等		貨物自動車のタンク(微粉末の石炭と窒素を入れていた)の上部ハッチを開け、次の運搬のための作業を行っていたが、安全帯に吊られハッチ内部に上半身を入れた状態で発見された。
3	西脇	2	4月	11時台	一般貨物自動車運送業	50	2	貨物自動車運転者	その他	起 因 物 な し		客先で商品を降ろし、トラックを移動させている途中で冷や汗が出て、車内で動けなくなり、会社に電話で動けなくなった旨を伝えしたが、助けがくるまでに意識を失った。病院へ搬送されている間に心肺停止となり、蘇生処置を施されるも、病院にて死亡が確認された。
4	加古川	3	6月	2時台	一般貨物自動車運送業	47	3	貨物自動車運転者	交通事故(道路)	トラック	トラック	大型トレーラーを運転中に、下り坂カーブを曲がりきれずにガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落し炎上した。6月28日午後2時に事業場を出発し、神戸港で荷を積載して、翌日午前9時までに神奈川県川崎市に所在する事業場に荷を届けることとなっていたが高速道路の使用が認められず、一般道で目的地に向かっていたものと推される。
5	西宮	2	7月	19時台	一般貨物自動車運送業	27	2	作業者・技能者	墜落、転落	開口部	開口部	建物内の3階でベルトコンベアで廃棄段ボールを搬出中にベルトコンベアの端部の開口部から11メートル下の1階の段ボール圧縮機に墜落し、段ボール圧縮機に押しつぶされた。
6	加古川	5	8月	5時台	一般貨物自動車運送業	48	0.5	貨物自動車運転者	交通事故(道路)	トラック	トラック	兵庫県から岡山県方面にトラックを運転中に信号待ちで停車していた中型トラックの後部に追突し、追突された中型トラックがその弾みで前方で停車していた大型トラックの後部に追突した。
7	神戸西	6	9月	11時台	一般貨物自動車運送業	56	11	特殊自動車運転者	墜落、転落	高所作業車	高所作業車	引越作業でビル4階の窓から高所作業車を使い、書類等が入った荷の段ボール箱を地上に搬出中、バケット内の被災者が19個の段ボール箱と伴にビル3階窓付近まで降下したところ、荷崩れを起こして荷と伴に約6メートル下の地上に墜落した。発生地は加古川署管内
8	西宮	5	9月	19時台	一般貨物自動車運送業	38	1	貨物自動車運転者	はさまれ、巻き込まれ	トラック	トラック	客先の事業場構内で、トラックを出荷バースに接車後、トラックへ積み込み作業中、製品積載パレットを2枚積み込んだ時に、トラックが前方に動き出したため、トラックを止めようとして前方に回り込んだ際に転倒してトラックの左前輪に轢かれた。
9	姫路	9	10月	10時台	一般貨物自動車運送業	67	23	貨物自動車運転者	墜落、転落	乗用車、バス、バイク	乗用車、バス、バイク	軽ワゴン車に配達用の新聞を積み込む作業をしていたところ、転倒し、後頭部を床に打ち付けた。意識はあり、引き続き6時間ほど業務を行い、所定終了時刻にて退社。翌118日の朝に病院を受診したところ、そのまま入院となり21日に死亡した。

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

陸上貨物運送事業においては、本年に入り、死亡災害が10月末現在9件発生し、昨年同時期の3件を大幅に上回る状況となっています。

特に、1月と5月を除いて毎月死亡災害が発生しているほか9月には2件発生し、休業4日以上之死傷災害も10月末現在では昨年同期に比べ53件（13.8%）の増加となるなど誠に遺憾なことであります。

兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画では、陸上貨物運送事業における死傷者数を平成29年までに平成24年に比べ10%以上減少させることを目標に取り組んでいるところですが、目標の達成は大変厳しい状況にあります。

死亡災害の事故の型別では、墜落・転落災害が3件、交通事故3件、はさまれ・巻込まれ災害1件など従来型の災害が依然として多発しており、また、荷役作業中の災害が4件発生しています。

これら死亡災害では、高所作業での墜落防止措置が全くなかったもの、交通事故については運行管理が不十分なもの、荷役作業においては荷主の協力を得ていなかったものなど、基本的な安全対策がなされていないことや、作業マニュアルが策定されていない又は徹底されていないことなどが原因となっています。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業場に対し、経営トップ自らが率先して緊急安全点検を実施され、不安全行動の排除、危険要因の徹底排除などにより、実効ある労働災害防止対策の更なる徹底を図っていただくよう要請します。

荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、ぜひご活用ください!

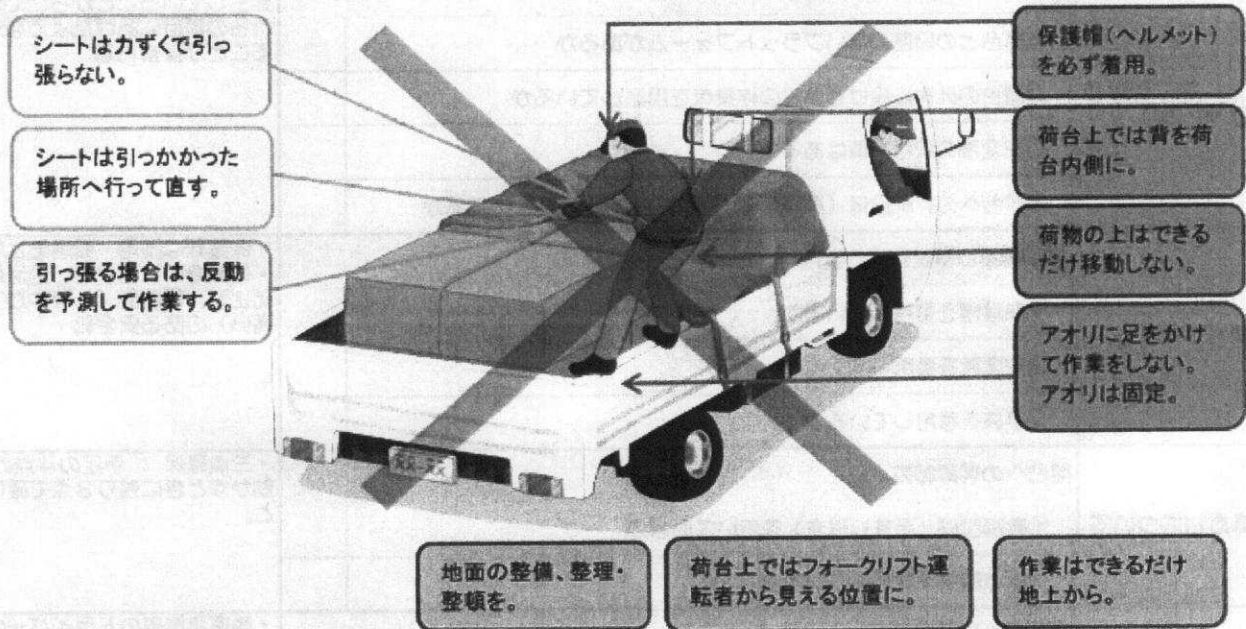
荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業員への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業(荷役作業)は		<ul style="list-style-type: none"> ・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受書の発送)。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのが明確になっているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。
	荷の積み卸し作業に		
	①フォークリフト、クレーンなどを用いるか		
荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	②ロールボックスパレットを用いるか		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	③台車などを用いるか		
	荷の積み卸し作業を行う場所は		
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策)	④明るい場所か		<ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	⑤風・雨が当たらない場所か		
	⑥(ミラーの設置などによって)死角部分はないか		
	トラックの荷台からの墜落防止のために		
作業員の服装について	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		<ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		
荷台への昇降方法について	荷の積み卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> ・三点確保:手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
	①保護帽を着用しているか		
荷台での作業方法について	②安全靴を着用しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	③手袋を着用しているか		
	荷台への昇降時に		
	①昇降設備(手すり付き)を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
	荷台での作業時に		
①不安定な荷の上を移動していないか			
②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台の上で行っていないか			
③安全帯を使用しているか			
④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか			
⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか			
⑥荷台上の作業員が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか			

安全作業連絡書 (例)

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミル 3. その他 ()	
積 荷	品 名 (危険・有害性)	有・無 ()		
	数 量			
	総重量	kg (kg/個)		
	積付	1. バラ 2. パレイズ 3. その他 ()		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業人数	名	作業人数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと				

●安全な積降し作業のために



荷役労働災害防止に関する参考資料は、下記のホームページから入手できます！

荷役作業での労働災害を防止しましょう！【厚生労働省HP】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-2.pdf>

荷役ガイドラインのあらまし(リーフレット)【陸災防HP】

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/niyaku-guideline_aramashi.pdf

荷役災害防止設備等の事例集(パンフレット)【陸災防HP】

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/H26_niyaku_jireisyu.pdf

○昇降、作業場所を安全に



＜昇降設備、作業足場等の設置＞
1. 荷台への昇降は、昇降設備、踏み台等を使用する。
2. 荷台や荷台、運転席への昇降(乗降)は、手足の三本指を裏手する。

○保護具等を確実に

＜保護具の使用＞

1. 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
2. 保護帽は着用時保護帯を着用する。
3. 滑りやすい場合は、防滑性のある靴(マシュー)を使用する。